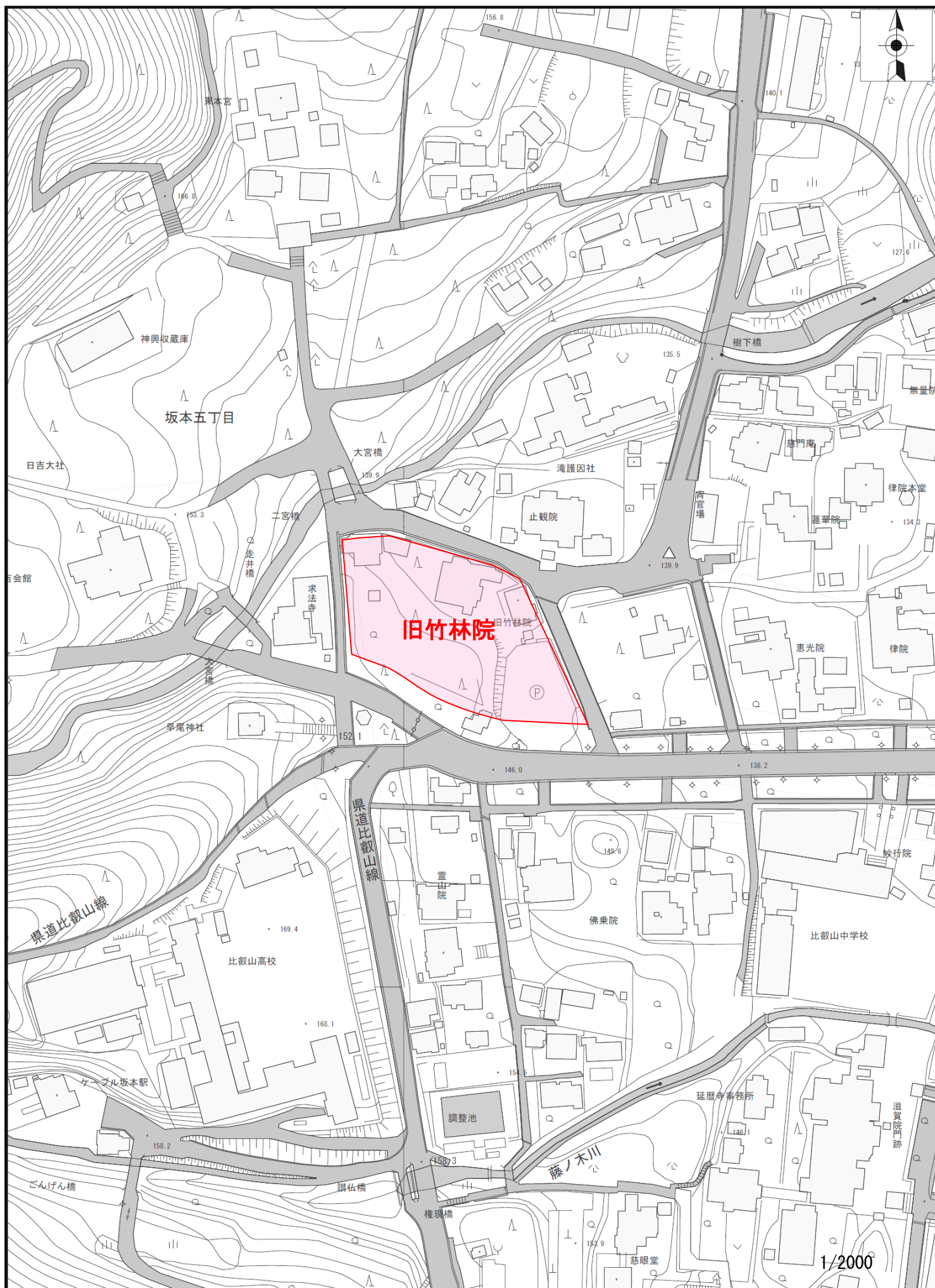
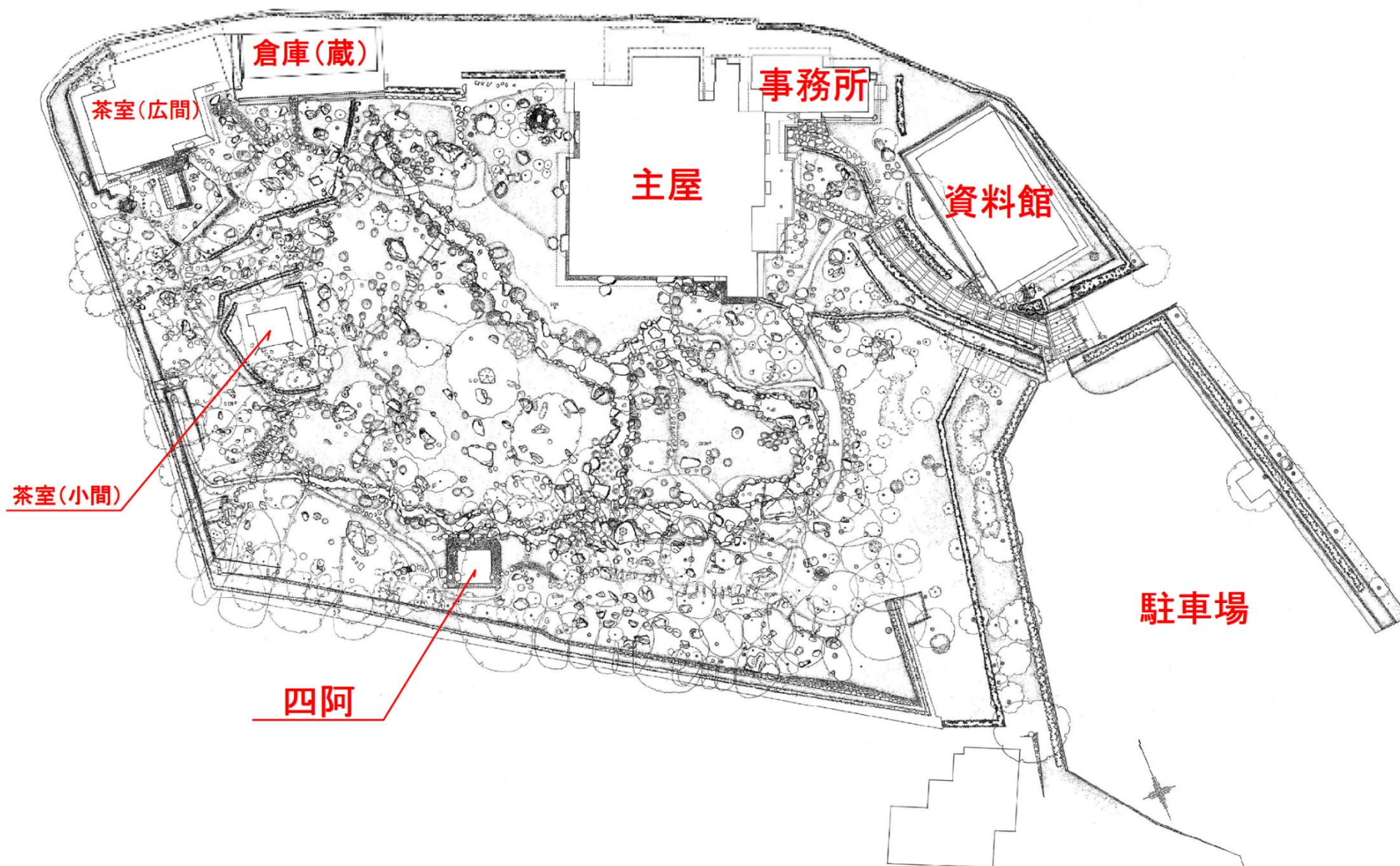


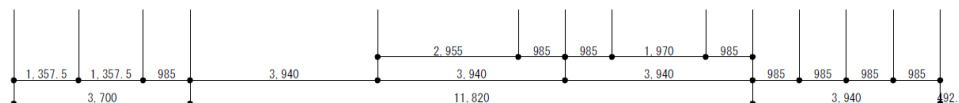
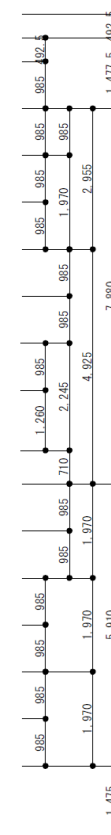
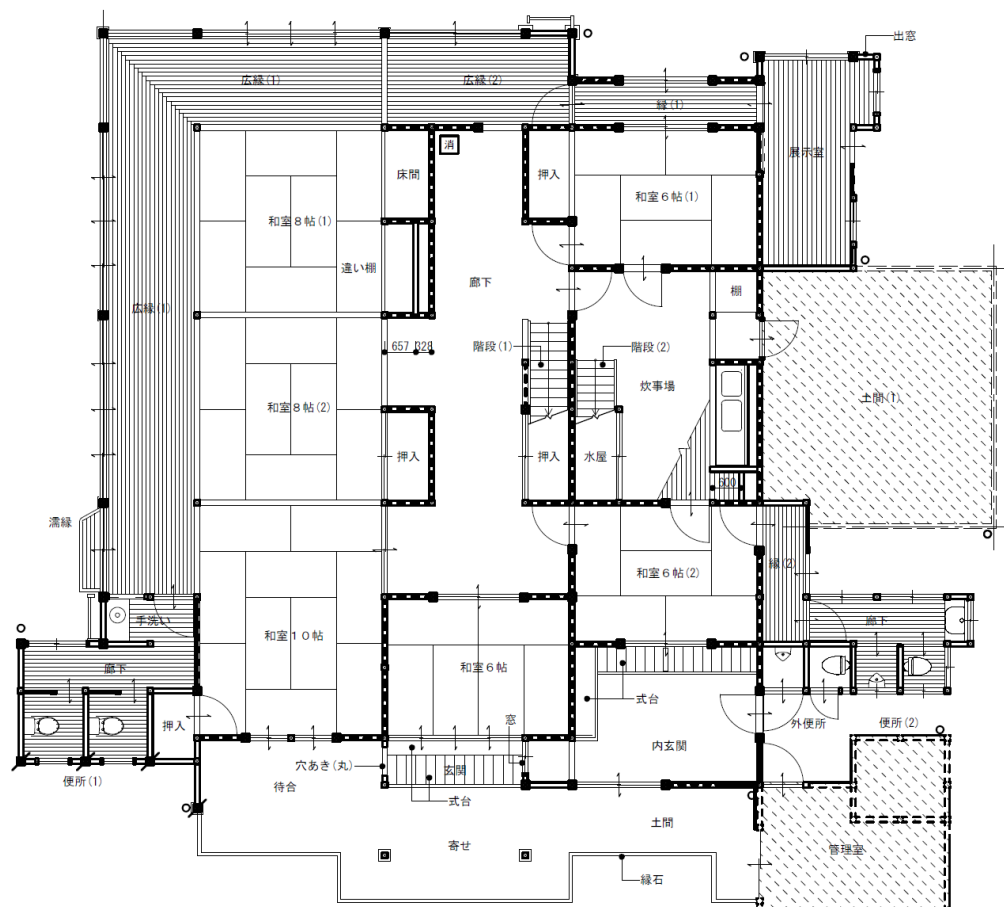
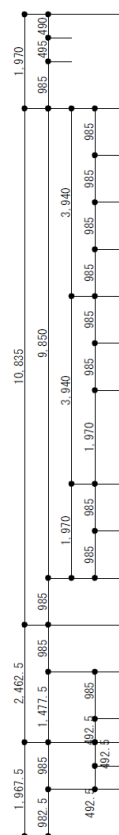
旧 竹 林 院 指 定 管 理 仕 様 書 添 付 資 料

- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 利用実績
- ・ 備品台帳
- ・ 条例
- ・ 規則
- ・ 文書管理上の留意事項
- ・ 個人情報取扱特記事項
- ・ 指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針

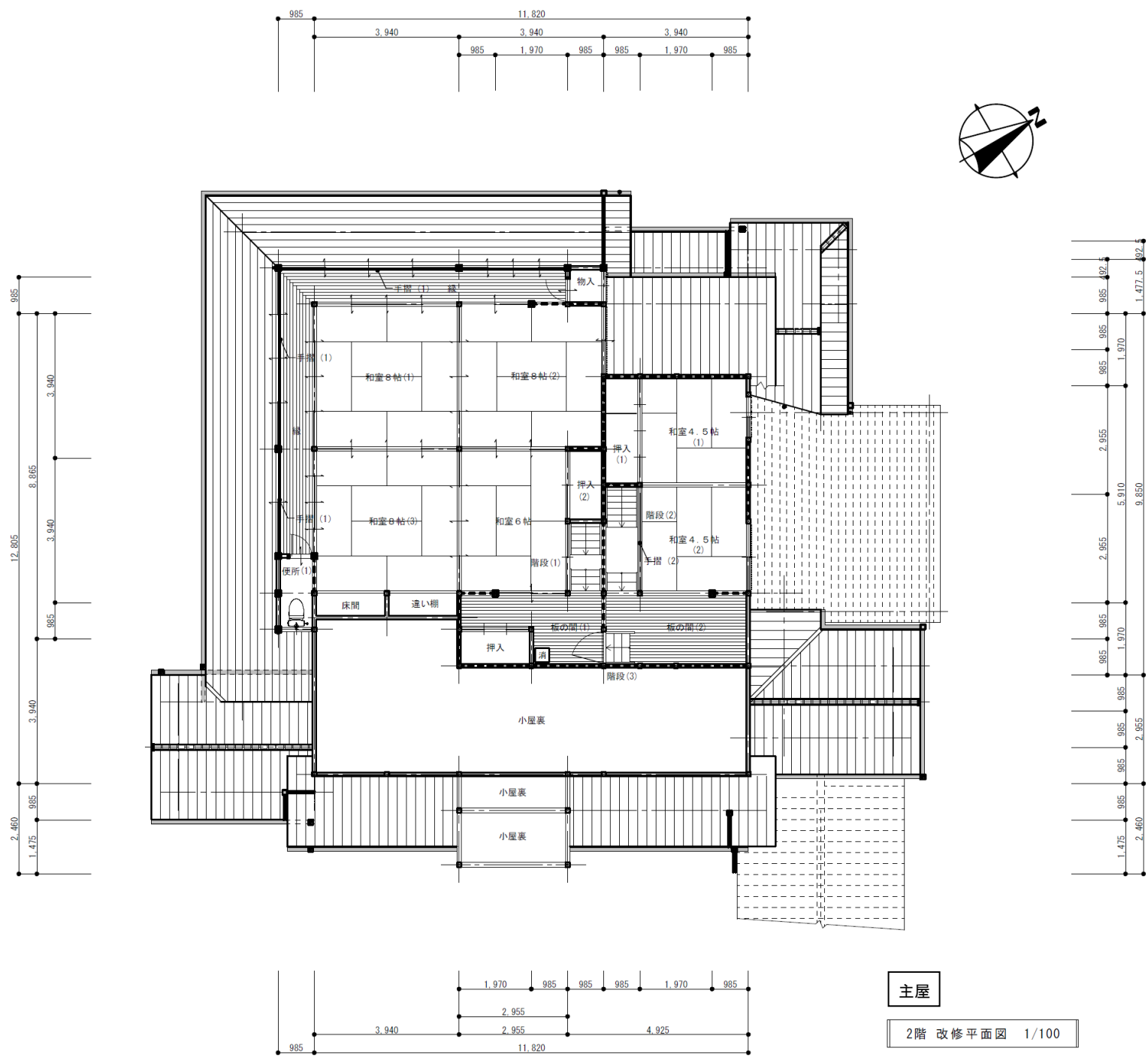


平面図



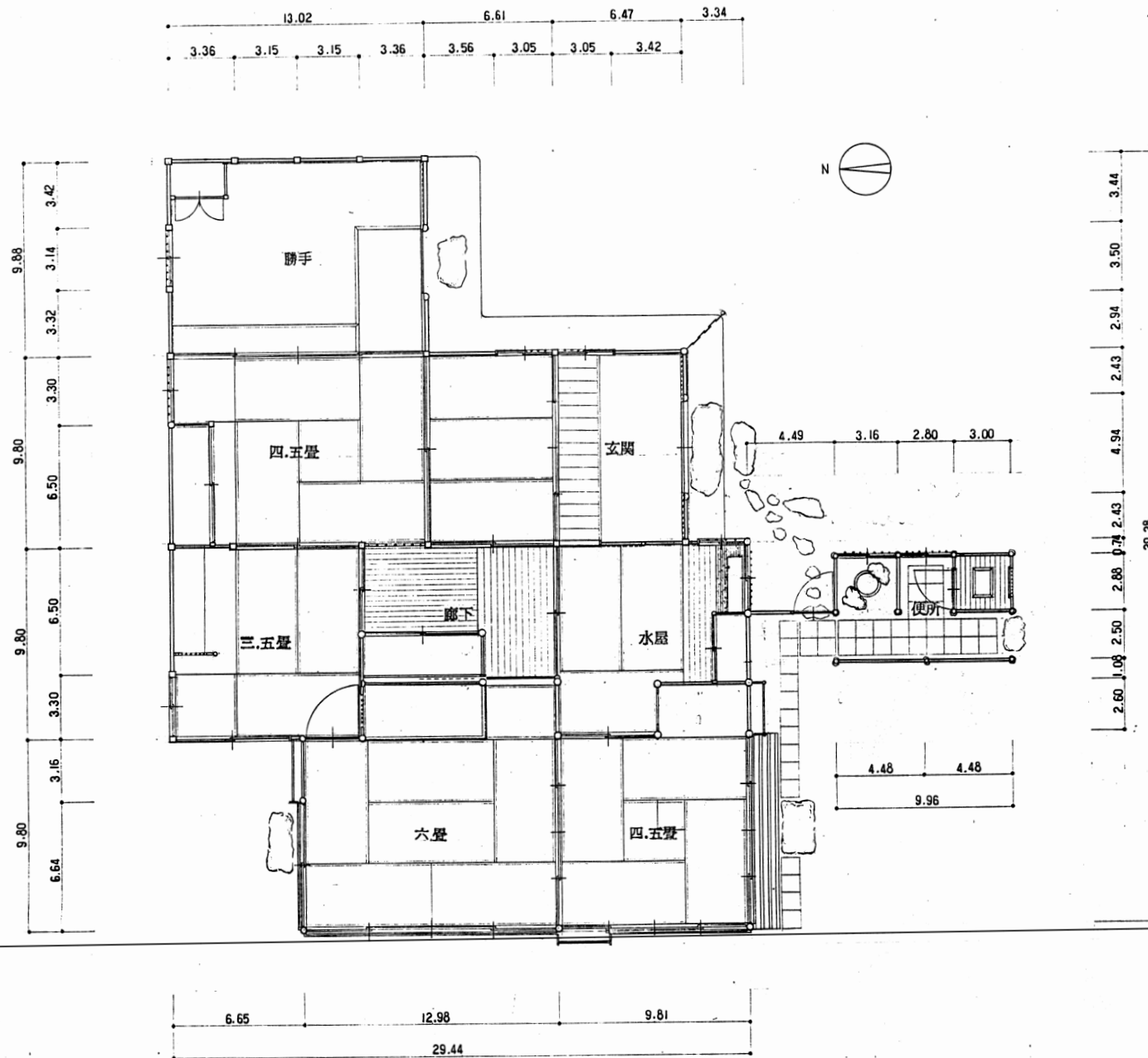


1階 改修平面図 1/100



主屋

2階 改修平面図 1/100



財団法人 京都伝統建築技術協会 1級建築士事務所 伝統建築研究所

〒606 京都市左京区下鴨森本町15 (財)生研ビル内 TEL075-711-2006

京都府知事登録 第 号 管理建築士 1級建築士 第 号

(設備担当)

(整理番号)

(工事名称) 旧竹林院茶室等調査

(日付)

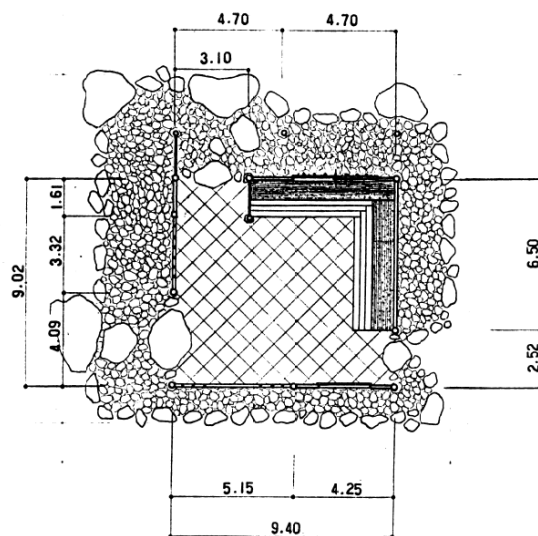
(縮尺)

1:50

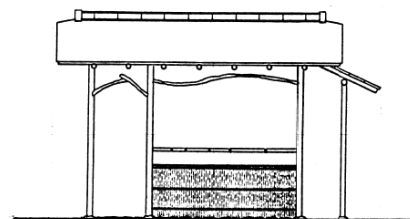
(番号)

3

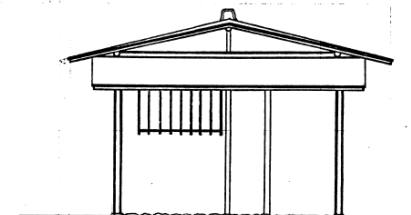
(図面名称) 茶室(広間) 平面図



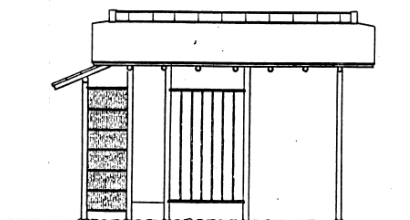
平面図



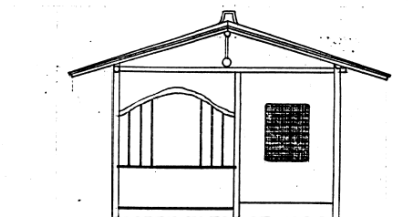
南側立面図



東側立面図

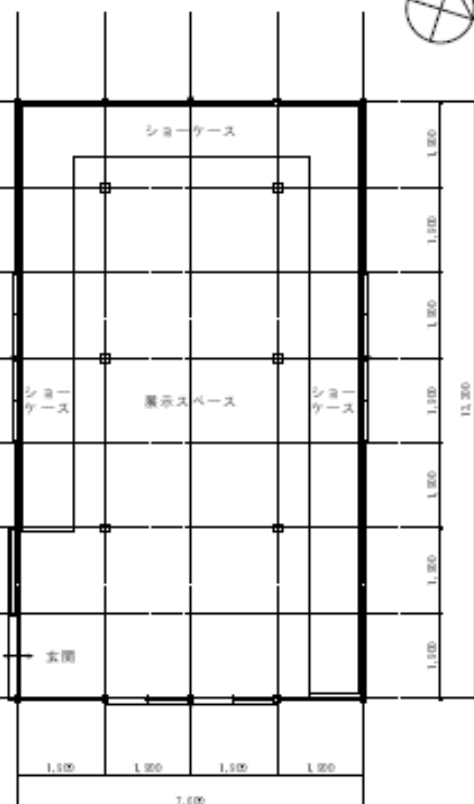


北側立面図

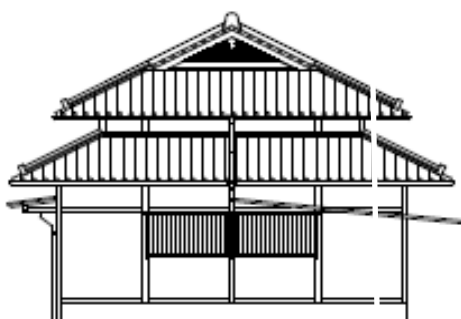


西側立面図

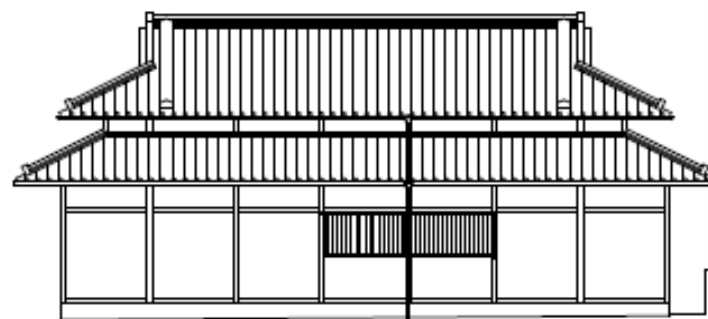




1階平面図



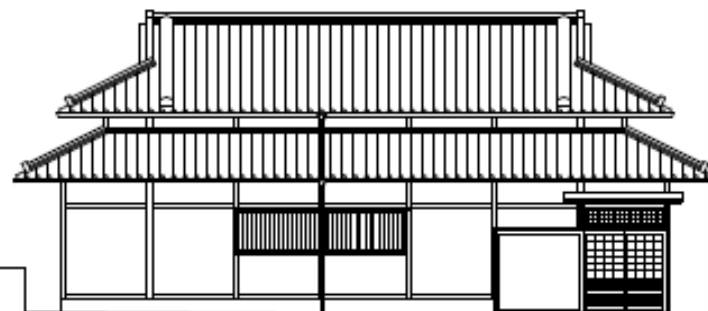
南立面図



東立面図



北立面図

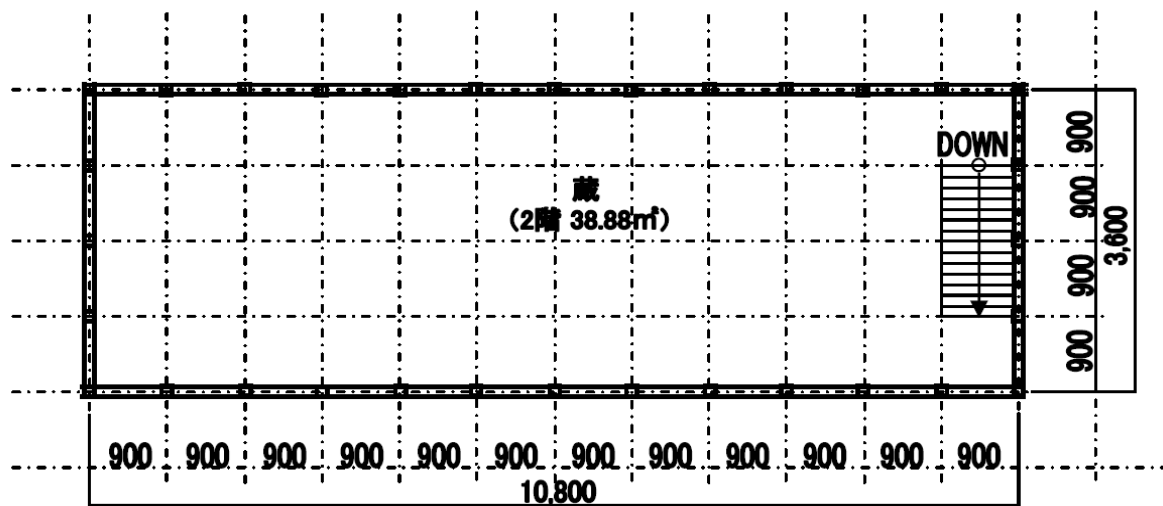


西立面図

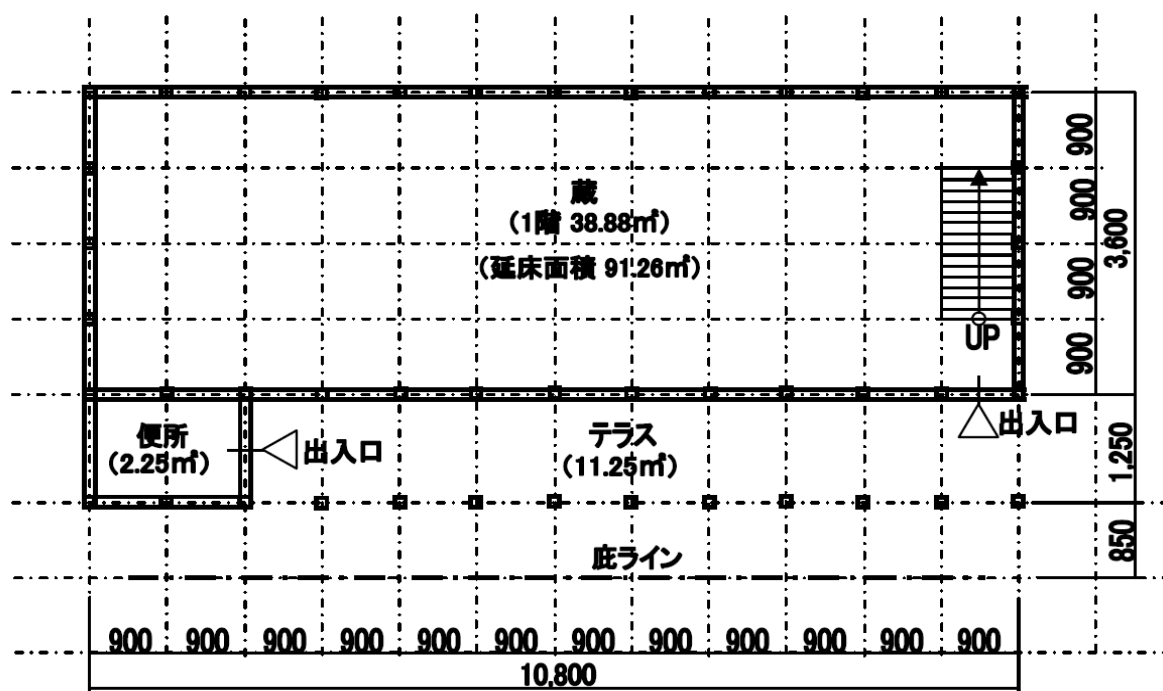
中西敏建築研究所
Nakanishi Kenji Architectural Research Institute
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

2010 国竹村岡資料館増設修繕工事
2010 展示館（資料館）

001 020(2010).0.4
001 1:100

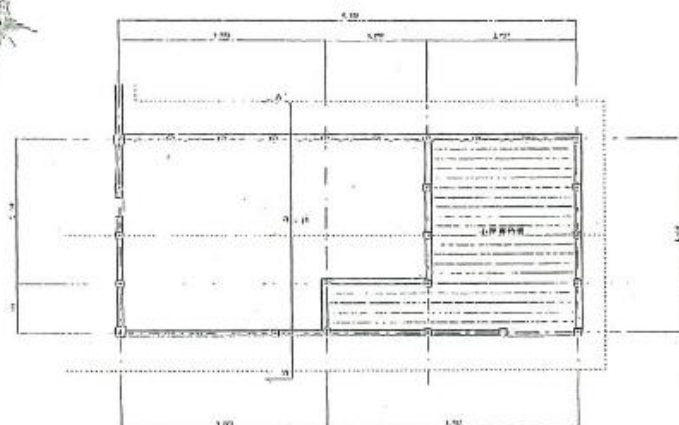


倉庫 2階 平面図

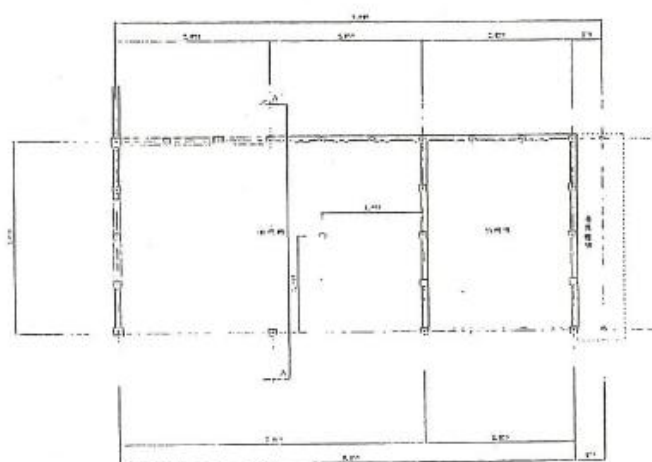


蔵 1階 平面図

島屋・五



2 用平高同 (H 号零件)	8 : 1 / 5 B
----------------	-------------



1 陸軍部 (陸軍部) 8. 1 / 5.0

所獲日(車牌號碼)	5 1 / 50
-----------	----------

旧竹林院入込客数

(人)

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人(個人)	2,074	4,688	2,799	2,020	2,286	2,516	2,942	9,225	2,761	1,067	1,140	1,856	35,374
小学生(個人)	38	48	20	41	48	19	27	97	42	37	23	26	466
大人(団体)	553	823	674	963	179	372	896	3,626	1,433	192	171	464	10,346
小学生(団体)	2	2	4	2	2	3	1	14	12	4	1	4	51
高齢者	110	145	54	14	9	13	41	121	29	4	7	7	554
無料入園者	30	35	30	10	27	6	10	59	8	14	54	8	291
外国人	171	221	199	227	283	463	627	1,841	1,017	431	503	968	6,951
共通券	0	46	127	83	62	62	57	75	72	66	20	72	742
合計	2,807	5,787	3,708	3,133	2,613	2,991	3,974	13,217	4,357	1,384	1,416	2,437	47,824

令和6年度

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人(個人)	2,395	4,641	3,309	2,522	3,073	2,892	3,679	10,993	5,449	1,565	1,126	1,910	43,554
小学生(個人)	43	32	43	107	137	38	64	99	47	59	17	21	707
大人(団体)	539	1,151	989	1,305	602	741	820	5,478	2,388	445	989	537	15,984
小学生(団体)	4	9	18	14	24	7	15	22	4	10	9	6	142
高齢者	46	67	46	5	4	11	34	184	45	12	3	8	465
無料入園者	48	15	15	5	17	16	30	66	11	10	57	12	302
外国人	943	1,086	1,095	1,199	1,370	1,142	1,594	2,934	2,086	732	706	870	15,757
共通券	0	103	37	74	20	22	51	65	123	39	38	66	638
合計	3,075	6,018	4,457	4,032	3,877	3,727	4,693	16,907	8,067	2,140	2,239	2,560	61,792

令和7年度

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大人(個人)	3,327	3,725	2,593	2,454	2,663	2,311	3,276	10,853	2,975	1,180	1,193	1,970	38,520
小学生(個人)	71	67	40	120	108	35	37	137	30	23	44	31	743
大人(団体)	618	980	529	587	931	543	656	4,332	2,749	723	710	1,276	14,634
小学生(団体)	7	11	7	17	17	6	10	36	14	21	28	17	191
高齢者	37	78	10	5	4	7	11	224	36	17	12	24	465
無料入園者	44	21	15	5	6	30	34	37	42	14	70	12	330
外国人	1,463	1,380	936	1,066	1,412	889	1,491	3,347	1,541	927	915	1,039	16,406
共通券	22	50	50	39	19	33	37	52	159	34	14	57	566
合計	4,126	4,932	3,244	3,227	3,748	2,965	4,061	15,671	6,005	2,012	2,071	3,399	55,461

旧竹林院利用実績

	入館料（単位：円）	人数（単位：人）
令和5年度	15,086,210	47,824
令和6年度	19,468,014	61,792
令和7年度	17,147,790	55,461

収入実績

	入館料（単位：円）	茶室（単位：円）	物販（単位：円）
令和5年度	14,796,470	289,740	0
令和6年度	18,960,320	275,660	232,034
令和7年度	15,606,608	216,700	1,324,482

利用料金（入園料）

令和9年3月31日まで

	個人利用	団体利用（15名以上）
小学生	160円	130円
高齢者（市内65歳以上）	220円	—
大人	330円	260円

令和9年4月1日から

	個人利用
小学生	1人1回につき 250円
高齢者（市内65歳以上）	1人1回につき 350円
大人	1人1回につき 500円

備品台帳

備品番号	旧備品番号	物品番号	品名	取得価格	取得日	規格	備考
16756	030-201-004633	030201999	座卓(木製)	71,700	平成05年04月23日	座敷机 3A-7646	主屋
16757	030-201-004634	030201999	座卓(木製)	71,700	平成05年04月23日	座敷机 3A-7646	主屋
43430	030-999-003419	030999999	アルミショーケース	70,120	平成17年10月14日	平ケース タヤマ FA-601 W1800 ×D600×H910mm ブロンズ	主屋
55874	070-999-000424	070999999	画額	350,000	平成07年12月27日	画額 オニネンフツ	主屋

○大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例

平成5年3月23日条例第2号

(設置)

第1条 坂本の歴史、伝統及び文化を継承し、もって市民の文化の向上及び発展に寄与するとともに、本市の観光の振興を図るため、施設を次のように設置する。

名称 旧竹林院

位置 大津市坂本五丁目2番13号

(入園に係る利用料金)

第2条 旧竹林院に入園しようとする者は、その入園に係る料金(以下「入園に係る利用料金」という。)を、第8条の規定に基づき旧竹林院の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 入園に係る利用料金の額は、別表第1に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 入園に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例53・全改・一部改正)

(行為の制限)

第3条 旧竹林院(茶室を除く。)においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を得たときは、この限りでない。

(1) 物品を販売し、又は頒布すること。

(2) 業として写真を撮影すること。

(平17条例53・一部改正)

(茶室の使用の許可)

第4条 茶室を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、茶室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、茶室の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 茶室の施設又は備品を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) 物品販売の目的のために使用するとき。

(4) その他旧竹林院の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、茶室の使用の許可を受けた者(以下「茶室の利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(平17条例53・追加)

(茶室の利用料金)

第5条 茶室の利用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金(以下「茶室の利用料金」という。)を、指定管理者に支払わなければならない。

2 茶室の利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 茶室の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例53・追加)

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、入園に係る利用料金及び茶室の利用料金(次条において「利用料金」と総称する。)を減額し、又は免除することができる。

(平17条例53・全改・旧第4条繰下・一部改正、平28条例72・一部改正)

(利用料金の不還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例53・全改・旧第5条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第8条 旧竹林院の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(平17条例53・全改・旧第6条繰下)

(指定管理者の指定の基準)

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旧竹林院の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 旧竹林院の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 旧竹林院の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(平17条例53・全改・旧第7条繰下、平25条例19・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、旧竹林院の開園時間及び休園日の定めに従い、旧竹林院を適正に利用に供さなければならない。

2 前項の旧竹林院の開園時間及び休園日は、規則で定める。

(平17条例53・全改・旧第8条繰下、平25条例19・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旧竹林院を利用に供する業務
- (2) 茶室の使用の許可に関する業務
- (3) 旧竹林院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(平17条例53・追加・旧第9条繰下・一部改正)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、旧竹林院の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例53・旧第9条繰下・旧第10条繰下)

付 則

この条例は、規則で定める日(平成5年4月29日—平成5年規則第33号)から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第10号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(以下「新旧竹林院条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の入園に係る入園料について適用する。

2 新旧竹林院条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年9月29日条例第37号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成17年6月24日条例第53号)

1 この条例中、第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日(平成19年6月6日—平成19年規則第69号)から、次項及び第3項の規定は公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定の手続その他の行為及び指定管理者が入園に係る利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の規定に基づく指定管理者が茶室の利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年3月22日条例第19号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日条例第22号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第17条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月29日条例第72号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第21号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 第20条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の規定は、施行日以後の入園に係る利用料金について適用する。

2 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平9条例10・平9条例37・一部改正、平17条例53・旧別表第1・旧別表・一部改正、平26条例22・平28条例72・平31条例21・一部改正・令8条例40・一部改正）

入園に係る利用料金の上限額

区分	金額
小学生	1人1回につき 250円
高齢者	1人1回につき 350円
大人	1人1回につき 500円

備考

1 この表中、「高齢者」とは、65歳以上の者であって市内に住所を有するものをいい、「大人」とは、中学生以上の者であって高齢者以外のものをいう。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他入園する者等が多数にわたると見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日における入園に係る利用料金(以下「繁忙日料金」という。)の上限額は、この表による入園に係る利用料金の上限額に、それぞれ2を乗じて得た額とする。この場合において、指定管理者が繁忙日料金を収受することができる日数は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)につき120日を上限とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
- (2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
- (3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
- (4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
- (5) 前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)

附 則

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る利用料金について適用する。

別表第2（第5条関係）

（平17条例53・追加、平26条例22・平28条例72・平31条例21・一部改正）

茶室の利用料金の上限額

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
広間		7,480円	10,780円

○大津市旧竹林院の管理運営に関する規則

平成 5 年 4 月 1 日

規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(平成 5 年条例第 2 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、旧竹林院の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(平 17 規則 78・平 20 規則 61・一部改正)

(休園日)

第 2 条 旧竹林院の休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び条例第 8 条の規定に基づき旧竹林院の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- (2) 休日の翌日(日曜日若しくは休日又は 1 月 2 日である場合を除く。)
- (3) 12 月 26 日から同月 31 日まで

(平 17 規則 78・平 20 規則 61・一部改正)

(開園時間)

第 3 条 旧竹林院の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時まで(受付時間は、午後 4 時 30 分まで)とする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時にこれを変更することができる。

(平 17 規則 78・一部改正)

(入園者の遵守事項)

第 4 条 入園者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 旧竹林院の施設若しくは備品又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 旧竹林院の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(平 15 規則 54・旧第 8 条繰下、平 17 規則 78・旧第 9 条繰上、平 20 規則 61・令元規則 10・一部改正)

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、旧竹林院の管理運営について必要な事項は、その都度市長が定める。

(平 15 規則 54・旧第 9 条繰下、平 25 規則 24・旧第 10 条繰上)

付 則

この規則は、平成 5 年 4 月 29 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規則第 78 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年条例第 53 号)附則第 2 項の規定に基づき、同条例の施行前に同項に規定する行為を行う場合には、この規則の施行前であっても、この規則による改正後の大津市旧竹林院の管理運営に関する規則の規定に基づき当該行為を行うものとする。

附 則(平成 20 年 8 月 1 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 24 号)抄

(施行期日)

- 第 1 条 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

文書管理上の留意事項

（基本的事項）

第1条 乙は、その業務に従事している者が文書等を取扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

（文書等の保存期間）

第2条 乙は、処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限を、大津市文書取扱規程第32条の規定に準じて定めるものとする。

（文書等の廃棄手続き）

第3条 乙は、甲の承認を得たうえで、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。

なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

（文書等の引継ぎ）

第4条 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、大津市（以下「市」という。）が推進する公正で透明な信頼される市政の運営を確保するため、指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定するものをいう。

2 この指針において「情報」とは、指定管理者の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものをいう。

3 この指針において「文書」とは、指定管理者の保有する文書であって、指定管理者の役員及び職員（以下「職員等」という。）が公の施設の管理を行うに当たって職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該指定管理者の職員等が組織的に用いるものをいう。

(指定管理者の情報公開の公開等)

第3条 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、指定管理者を指定した実施機関（以下、「指定実施機関」という。）は、当該管理業務に関する基本方針や収支状況等に関する資料の公表など、情報の公開の実施が円滑に行われるよう、指定管理者へ必要な指導及び助言に努めるものとする。

2 指定管理者は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の趣旨を踏まえ、当該管理業務に関する基本方針や収支状況等に関する資料の公表など、積極的な情報の公開に努めなければならない。

(文書の提出)

第4条 指定管理者は、指定実施機関から文書の提出依頼があった場合は、当該文書を速やかに提出するよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年8月1日から施行する。